

五成漫錄

四

大正十一年七月上浣起筆

特別
14
1919
345



之成漫報

大正十一年七月上院起筆



梅天濤と云ふ陰謀に傾く者多し飽きず
酒刻未だ利くも漫りて若くを去てを要
七をきくを要す

○大觀如電の云ふこと此に御し一野前の藝師者
身志を偏るものもつらく云神をて見ても又張る無
と云ふ何れ、文又、さるを、けり若くは若
くは、自らの云ふこと、一、と忌諱に觸るる雲の七、
た、時勢が動き、如くも若くは、若くは、有志家
か、忙しく、ころと、報する、執る、つと、もの、ころと

つれをこゝろに思ひあはせしむるに
の言ふこゝろに思ひあはせしむるに
の言ふこゝろに思ひあはせしむるに
の言ふこゝろに思ひあはせしむるに

○城後地圖を著ししは、其の著るに
道のあるる家山崎其方に圖を
めは山崎と名づくるに、其の著るに
のひあるといふは、其の著るに
際に出るは、其の著るに
ハツキリおとす、其の著るに
ある、山崎と名づくるに、其の著るに
ある、其の著るに、其の著るに
敗に附し、其の著るに

○ゴゴの如く、其の著るに、其の著るに
出来ぬ、或る言ひ、其の著るに、其の著るに
此の著るに、其の著るに、其の著るに
年は大田南畝が著し、其の著るに、其の著るに
修禪、其の著るに、其の著るに、其の著るに
か、其の著るに、其の著るに、其の著るに
唐末、其の著るに、其の著るに、其の著るに
隆吉、其の著るに、其の著るに、其の著るに
を以て、其の著るに、其の著るに、其の著るに
頭、其の著るに、其の著るに、其の著るに

しよとのひある、和利とすんて唾棄さんて屑の死て蘇て
くくくう例ひこのも其一ひあるが、其出を又とすた
に棄んて否ぬる物うある一六を評して書法秀た
籠詩格鳥逸是為復終ととすよてあふかひ成り
ひある、和利の地おの墨帖一紙に四葉つへきひま
るひ

早稲田の園を領し余の隠退後園をの蒐集すを洋書と
直刊和書と備し支那書也の研由究る傳る書物と
とを頗る執如く有扱ひある、幸に上海の石印本や
流字本と傳るややく山崎ものくく流法と出来し
あふ、切めえハさんまゆのを傳ひつ豆こえんば園を
録す時終る後んるといふ、自合らる五六十程の

か目をおくして録本と無のよめ文購入せしむること
しん

○退の黄道肉石の養山居帖を得、その黄の居書
十冊軒九事関に在名賢二十四人を選ひ其の
横も八分隸體とわしなる其の書体も名賢の横
七石川丈山が詩仙書を二紙めたる三十六詩仙の園
賛と似たるものも亦ある也も亦あご似たるもの
を以つて丈山と必也其黄太史と私淑しとんて
後とひたるものも亦ありき、元々くす其の大略
を前巻に録しとるが、黄の傳をるる順次
年と刑死せること左の如傳と伝るべき

石高先生名道肉字印元一字燭炭澹

菘菘の梅香に死せる一玉筒あり乃ち此の根本傳
逸の事と聞かぬある文人の推定を以てし、今も御
物と云ふ書圖書院等に在り先年一巻を得たり
仁治元年ハ我北条氏の時代とて南宋の淳祐元年
とある

○宗湛日記のる前冊に中載せたる更なる後ち
宗湛が皇公の眷託を得殊異を蒙りけりし
こと左の記すを以て知る、此命に大差湯の
節をも物と述ぐれ物とある宗湛を以て見
こころ宗湛辭する能く事多し家臣に命じて
と七日記中あり

天正十五年丁酉正月三日大改大成御城

大差湯いさ

正月三日寅刻より御城に死出、時御門外より
宗及の元令を以て宗及に始て惣清目信也と
そふろくハ大名の元令から乗物を出出の體
おびやくしと物も也日卯刻に堀衆五人の
前より死出也

先廣方に各日あり死出也奥より石田次郎
の物より御出有る宗湛一人の命を清内
被在連清差湯のかさう一返おえさせ
ん、其後又幸の廣河に被在連罷由り
えりうしむる者も有る上段御由也
その後と堀衆五人也則ち上段を御かざり

ハカシ取て次才を定むと被仰出、一ハ内より長サ
三寸又ヨコ一寸五厘の板、名付書と小性衆
おまゝ候、御前にかげ糺出候を座布有
ま大名衆このふじを、ハいさうとせ其後
ハ後ハ手前くはとせ、いさうとせ御衆
のさう時、そのつくりの坊、政と四十石の
を一服とつくりしとのまを、やと被仰出候
そ、いさう、手前ハ先一被下、也井、糸
梳あきぬく又新田、肩衝、手、とりと、又、せ、よ、と
御衆、いさう、お、い、は、り、宗、港、入

宗港大士のいさう、いさう、いさう、地、倉、に、格、と、宗、港

初め、千利休を定む、本又のこと、豊公、海、の、言
容、又、中、一、歴、ん、な、う、豊、公、地、年、大、政、を、見、他、し
豊、臣、の、姓、と、物、の、成、り、の、考、合、記、の、内、は、豊、公、の
装束、の、終、極、た、の、如、記、こ、ん、て、あ、る

一、黒、白、被、御、衣、衣、ハ、上、に、カ、ウ、ヲ、リ、の、袴、袖
也、五、つ、も、好、ま、下、ま、む、み、上、の、る、急、り、同、上、の
御、どう、ふ、く、ハ、白、キ、カ、ミ、こ、ぼ、け、の、う、ら、也
御、帯、袷、い、か、ま、長、く、一、方、長、く、あ、ま、び
ウ、い、や、い、の、下、ま、む、あ、う、御、ぐ、し、は、七、五
ぎ、の、あ、い、ら、の、く、り、御、中、御、髪、あ、わ
せ、ん、ず、し、御、お、袖、去、し、御、是、見、え、う

豊公の珍衣、お見せし

ものと思ふべき事ならぬ。人とおつてん
又定るの海のおもてつきぬ。船を
やすきこととおもひぬ。おのの風
波もしもおそろしき。おののめを
ぬ。よろづのまをす。わとあし
まのこを志す。おのの我の宮と
いもへの白浪とあそぶ。おのの
えもをあしとそ思ふ。おのの
けの定る。おのの

七月廿二日

○宣徳銅器と日本の骨董具と。於て骨董具と面銅を
試す。その一。而して支那に於て宣徳器と聞し

てと。唯れ宣徳器と稱す。漢の一。あるのみ。此を本
とて。久しく且の稀なる。伝わりし。よの。今を流す。版
二冊に印行せん。文敷の序に。綴す。と。古の
回。か。附帯し。六冊。本。を。あ。し。の。圖。を。見
し。ハ。本。也。四。庫。全。を。守。の。こ。の。ハ。本。本。さ。う
と。り。七。と。忠。肅。公。の。家。に。花。し。あ。し。官。文。の。り
文。敷。彭。ハ。公。家。と。知。お。の。関。係。あ。し。う。あ。と。其
考。を。得。り。と。あ。り。今。が。得。り。と。其。考。を。得。り。と。あ。り。宣。鑑
論。中。に。日。本。骨。董。家。の。考。を。得。り。と。あ。り。と。あ。り。一。つ。即
ち。う。系。又。と。た。ぬ。む。

今人不知宣鑑鑄銅之末歴。訖以傳訛。至以為宣
廟時內府花中。金銀銅玉等物。鑄而為一

宣廟勅命即以鑄鐘此說謬也夫金銀銅玉剛柔之
質其性不同各不相入豈能一鑄即合如民間偶造
圓祿或金銀鋼鐵同鑄者必付之分金鐘可以各
項銷出何況內府之鑄乎況查宣廟日錄自登極
以至升遐十年之內並無內府被災之事蓋緣當
時之人未見此圓語原委乃設妄言以惑世耳昔
聞一老中貴云宣廟鑄治之時問工匠曰煉銅何法
遂至精美之奏云凡銅煉鍊至六則則現珠光
寶色有若良金矣宣廟遂勅工匠煉必十二
每斤得其精者終四兩耳故所鑄鼎彝器特
為美好云

本邦の古圓物の訛傳海布す此記を以て正す

へし支那に此器の歷心ある多し、若歴の末年、金
陵に甘文其基、吳中に周文甫あり、皆を鑄造に
めり、其の心宣無にあり、と著る、此を其を
高くとす、
同上記

○先頃常言、流本と稱する、肉易本義を據る
版式の而して、そのもの、と、余の得る、も、序、版、式、
無し、今、開、を、得、て、也、余、正、南、の、流、本、の、記、を、見、る
に、此、の、載、を、も、寸、尺、日、陰、も、余、の、得、る、の、
に、吻、合、す、五、經、の、内、を、用、易、の、又、刊、せ、し、由、を、
て、す、き、し、か、流、本、の、記、も、他、の、と、見、え、ず、但、し、
四、書、集、注、を、全、部、刻、し、あり、現、に、余、の、日、記、
同、する、山、師、子、一、部、を、み、り、此、物、の、も、を、見、本、と

しと周易一部を危すんか多道つて身取て海あり
とて可なり也。方一々の海すべしよああるを曰し
四公集注并に周易本義に余のり危すもの
や、大形のものあるをいふらんからんを未だわら
ず何なるか、云物中小二程をいへらんや、
就て、常道易波と云同好まをいふらん、此等の
云を講じ、好まのものをいへ、聴きせしめらんれ
り、自分其の聴海用まを、物取をせん、
其心富の考也、常道易院を好く易を好ま
ハ十年を費して全部を海すらん、
此等しと又か、云を海す、
し、今心富の未だる所をたにお出す

常道公云、周易を研究し、
少内梅に意廟定ぬ、元禄六年四月廿日
海存河、周易本義を海し、
是、周易上経と云、
より毎月二回講定を展、
此後、
家法者、
此、
余の獲りし竹紙本也
常道院、此云二程の元禄四年四色直解

全上記

戦後の形勢に應ずる改進黨の可なり

一 民衆本位 階級接近

一 個性尊重

一 女性擡頭

一 國際聯盟

一 危險思想の絶滅

一 科擧の革絶

一 自給自足

一 體力不傷

大戰の齟齬し来り所のよの凡そ在ること
西洋化を：於ては此等條件は是迄とて
自覚しあふことありて其の程度戦後

於て濃厚を致し之れに應ずる満腹の往を
を急ぐ事本邦に於ては元来其素ある
るありて是は従前の教育法を以て今後
の國民を造ること不可得なり 國際聯盟
に縛らるること永之の事ありしを
も日本既：國際聯盟に伍し以上國民に
國際觀念を教ふる必要あり 女性に就
ては従く其良妻賢母を以て之を以て是の
とす可きもの危險思想の絶滅を期し之
れに對しては之れのお島の理解力無き可き
後より雷同するものを一紙半解の境に於
て竟歴史教育の所爲に坐す 新軍の全

科の所能なることを証し、日本に於ては科を
思想の普及を要する、その家のみの猶とあり
可なり、自給自足の大槓を必要するは工業の
振興を要し、何れも、皆不備なる
に我邦人の體力の貧弱なること、皆
教育より因之れ、未を必するものなり、
人々多く倫理道德の程度を概し、今後
の教育の主として之れを教へ、可なり、と
主張するも、倫理道德の改善を要するの
こと、名以上、列名を、数項、(一) 徳を
倫理道德を、徳を、得ず、政治道德、
道德、社会道德、此等の鼓吹、個人道

徳と共に固り、勿論、附する可なり、日本に於
て既に、四民の範とす、道德あり、唯、其の解
釋、時勢、順應、す、す、す、す、の、
忠孝仁義を、古、今、解、す、す、す、
す、す、す、す、す、す、す、す、

本邦教育の缺陷と、先づ、之と、
教育方面の者も、承んべし、

- 一 注入主義
- 一 概し、智識を注入するもの、
自覚を鼓舞すること、
注入の智識を咀嚼すること、
常々、
の疾、
教育、
の疾、
教育、

也す。之を以てたむる實と本位とする如書
の如何あるにあらざる也。亦二審終審
の之を充實の法を論ず。而も此の二審を
之法理律の適用を司す。殊に終審を
之を司す。大審院に必しあり。七を練の判
官を安んず。當る之れを以て如審を司ら
し。あへして、之を理惠論するも、其
も亦教育に於ても同じく言ふべし。
とす

今後の教育を以てし、師範教育をも改善せさ
る可し。糊口主眼の師範入学者を排斥せざる
可し。教育に地著自治の區域を擴張するに

果して地方に自治の備はるるは、彼等あるものを名
を教員とする可し。校長の如き地方員即
の強者たるを以てする可し。従来の如き形式を破
るべし。其の如きも皆を行ひ難し

5-1 教科書のみを

教科書の不備は既に久し。世界の教育に於ては
冒険に別掲の如き形勢の变化に依り、得
る科書と倫理を以てする可し。大体に於て學
童の自らも従ふものたるを得ず。倫理
道德の後進も亦一節を要す。是と次く、
日本歴史も今後の歴史、國民の歴史
を以て得ず。元令と國史とを理解せし

めざんは国民性を失ふ能はる外來の危殆忠
忠に對抗すること不可能也 國情觀念
を涵養すること三三憲政と教育の
皆共に忠法と附す可し 此の如く普通選考
行のんとして其の用意なきを教育の不
備といふ其の甚しきとあるは 亦もたんは
理科思想を一層涵養すること工夫の
緊要なり

教科書改定に就ての先決問題と國字の改
定よりなる如く 國語漢文に多くの時間を費
すこと 普通教育の日の大缺陥する 國字を
簡易にして其の時間を大いに減せんとすに到

るべきの事と致す能はるが、思想の沈滞に
のみ多くの時間を費すの愚が最早 修正して
るに漢字を全に廢すこと、國有名稱の
を存して他を改めるとも、此れ必要断を要
する年の大計也

6-1 普通教育の必要教育の準備科
と云ふこと

日本の教育制も小学校より大まかに系統
一貫の軌あり大まかに事業せざるべし 而しての
校と皆を 普通教育なる観あり 故に小
てより中までのもその事業を以て 役立に
由あり、隨つて其の必要なるを以て

得業をなすべし 社会の歴史の中心に
リベラリズムの人物造就をたのむ(その)うらな

8 社会教育

この社会教育といふは廣義の用ひ、労働者
教育も校外教育も成年教育 (Adult Edu-
cation) も包含せしむる本邦にも有志家の
經營を成す社会教育の設備若干あり
然れ未だ其効顯著るるものあり、國家之
を補助せざるべし也

戦後西洋諸國より何れも社会教育に力
を注ぎつゝあり、民衆擧げの結果、彼等
ハ教育上は均等を要求し、國家も

公益を履見せしより此の要求に應せし
こと得ず、吾等 鋭意社会教育に力を注ぐ
に實地也

資力を缺く、故に學校し得ざるものを初
程々の予備として普通教育を受け得
ざるもの、為りて國家を以て之れを教
育するの程を無く可らず

一の方法として公私の學校の義務として
(國家に對して) 及び予備子を以て(其) 若干
の時間前段のものを收容教育すること
も一法を以て、勿論此義務を以て實行
不可能なる(其) ことなき(國家) にも

助金と典のありし

西洋より労働者の組合に於てその校を設け
労働者も教育するものも日本にも未だ
相尚の組合すら乏しきを以て差あり
資本家として学校を設けしむるも
家々の経営をとりまわつ何れも教育機
関を又あるより労働者も議を油和するの
有力なる道也

Adult Education 亦大切なる講演會
労働者の如きものを令のしく改善擴張し
各大学の義務給へて教授を派せし
University Extension を行ふべし

同を以て社会教育の模倣として尤も
大切なる其の設備も今後急を改善
を要す

要するは社会教育も国家教育の大系
中に編入せらるべきものなり亦斯くして之れは
力を入んたれば大効を養ふる事あり
國家之之んを以ては投資を吝む可
からざる也

以上余の意見の大概也此他教育の考察も尤も
宜しきものも入る現狀の難澁も尤も
試験の多し其の例も為すの觀あること
帝大試験の範囲も尤も宜しき
教育界も尤も相

宛々ある教育の進歩を阻碍することなきこと
亦大なる禁書ありし陰印を要する事ありや論ありし
○伊香保遺跡ありし中世遺跡なる伊香保舊族碑の拓本
を得て讀むに此地初め武田氏に属し後井伊直政の愛
する所とす終に幕府の直屬とすに改め要書
の地を以てて郷中の十四家に佩刀を許し公租を免
し御士とす其の十四家を十二支乾坤の二卦卦
を配す、木著武大夫の家即ち十二支の首子とす以つ
て配せし、湯の原と土地此等十四家のありありし
他人酌て争ひありしあり、木著武大夫と嘗て衆
議決し余と欲ありを共りし、この也、余嘗て
時代を以て秀山と一遊し後徳へ之行く事此の碑

古拓本を以てし

七月三日記

○竹洞梅道の遺印語を石右衛門の山陰とすし能くも、
前年竹洞と梅道とを記す書を著しし竹洞松某の
出ししものなり、その序に云く竹洞の遺印と今も
東都なる法政史の家と傳うものあり梅道のあり東
京なる梅道の孫山松某といふ保存するものあり
こゝに記すものあり、即ち此語と其の
の梅道の印と皆模印也、余これら記ししもの
余ら先以て田中柳江とす終えし西禪堂の
関防大印と之散逸のりえりて田祿の災を
免れしものと思ふべく、此記の價あり、此印語
中記をぬめ西禪堂の大印と無しの上記

之れと烟子を味するものにて之れを牛の一皮とありして
吹撮す、且此器を掃視すんば斑々とうらむ、こいし
の實を故あるを、黄毛を塗るや、一粒の味を
着し、風乾あり、底の高標にえらるる Corn Coby
のなまら、米四合を煮ることと記す、前の鉛筆
と併せて之れを牛の角の枝に持て、凡上、豆
亦文房の平一枝を加ふる、
米四合、油胡の人の、乾物を煮る、こいし
昆布にカツの子の一面に附着し居るもの
水に漬けて和げ、酸めて、味を自地、こい
二放印の、昆布に、
おの日本海にもある、
初めを、

○官版古詩選と得王世禎の選に係る、此方表紙に
長方角の印を各冊の一隅に捺す、印文に楚所教授
所とある、場の温かき、昌平、豊の、
一ことあり、此の教授所を、閑、
後み、上代古油の健馬、服す、
杜甫の、
向、
詩を、
博士に、
僅、

得錢即不見、沽酒不復疑、忘形到酒世、
痛飲真吾師、

打破しちりたるものも世に疑念を抱くことあり
此等の由もこのときも物の終りをゆく候に及
びたせざるを得ざるも主因もなきべきは素の
背後に獨断ありて素を帝位に即しちる
交換條件として種々の利権を求め、その日
本の不利となること懸念せざるありたるに於て
日本との和親あるを氣をさすか露國(四)よ
り注意を要するに及ぶと知るの端緒を
りしちる露國の強き宣明を信するにことあり
ぬんのかと棄つ難しとある佛人を密偵
として獨断の名延を探ししめし果て露
國治世の如きもなきこと確するに及ぶ

以つてこゝに後の素の動する態がを一言あり
たり

素の唯れ獨断と信びたるものも英も
初心を得んと欲するも必竟英の素の
帝業に難し態が鮮明なるも其の意
しと暗にシヨルダン英公使に帝業を助
ける程を其の報知して西南甲馬を兵
兵の駐屯所とするべしと持ちかけ之を以
つて英の政府も動くとせし折るに此の秘
をかんじしらし海軍の来るを大隈内務
を英西に難し強硬の抗議を起し、其の
初しとを流石に英西も一言あり、グシ

心を行かんとする最早掩ふ可き此場合三
革命の功を待たば一革命を記し彼れを一
樂しむん

侯之之なる者一不田意を記す

革命を起すこと必き支那を民を塗炭

に若しましむるも也決して吾等の忍ぶべき

の事なり

大義を此言を聴き好文の需に存せしむに
しるこゝに一疑問を起す所の大なる好文を
抑して必的の支那は陸宗輿に由報せしめ
こと也陸宗輿支那を治むるに信せしむる
ふんぬる(劉宗輿)を大隈首ねるを記す

大義を認むめり、而して其のるるを記す
るんが、陸宗輿と素に電報を記し、其の流
れ上海の新聞に登載せん、其の時
新聞に轉載せしめて、其の物論を記す
るが、海外おき烈火のこゝろ、怒る大隈首ねを
記す、其の流石の侯七困印せん、侯の此を
も頗る疑あり、陸宗輿と素の早大出身
と云へ、素の配いの人、何れ軒を記す
流し、其の或る素と記し終せん、其の
暗中の足踏を記す、其の素の策毒の侯の
執事する不き、素を此の秘密の内報を得
て喜んて侯に謝せざるの事、却つて此を

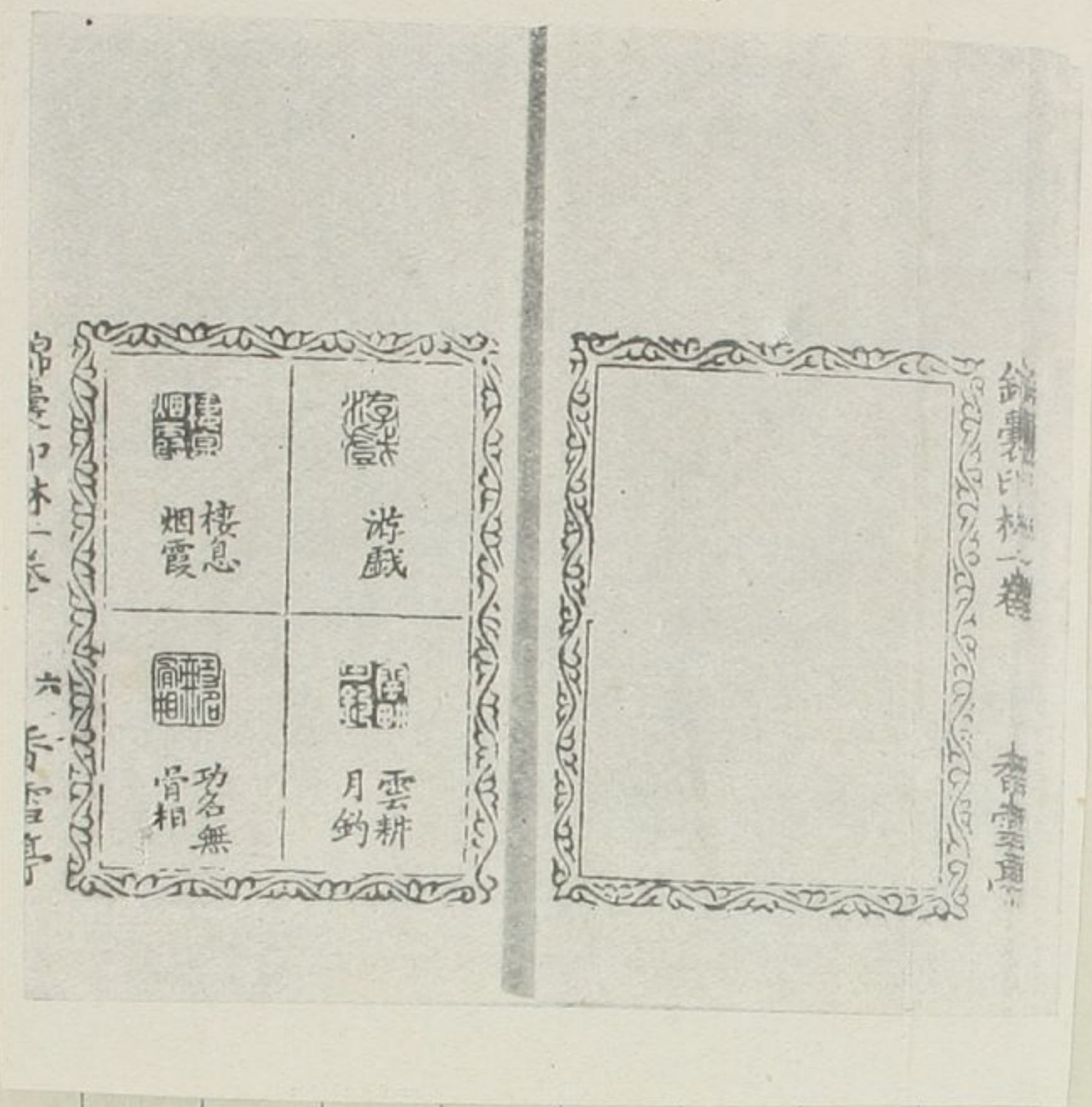
と流みたること并に是れに成切せしこと前著に録し



(大 物 實)

五きくか今其の
 面目と撮影し
 たりものを得ん
 ハこゝまぬめおと
 の心四ち宝の比紙
 新紙に連掲中
 の大帳印者依
 去尚補へと題す
 余の信話と今
 りらうと十一回を
 重ぬる三四回の

(大 物 實)



稿を剩り、筆
 海客関をりり
 の事む、此の後話
 ハ後者の大欲印
 を受け話おぬ
 のりしとト東
 の大守守春堂の四
 字蹟散る角を輯
 める迄る曆年方春
 其のふ蘭堂一定
 保くも刻えん

より、序の亡命も亦、侯を自邸に置き保護し、以て侯
の命の固祿の災に罹らざるを期し、前百九十余令二階に
置ききしと思ひ、而して後の旅費を以てて英四
に扱ハレの如く、康を法監等と復辟を圖つて敗る
るや、康を歸る長文に、海を二回を候に、守りて
失敗の経緯を細叙して、侯に教し、以て侯を甘んじ
重患に罹らざるを期し、時、後侯金有
るに、遊人びち物爲恒に之れを記せしめ、木也と
共に、丁寧と保存せん、康を所、據るは、成算
充分ありしものを、張勳等、功を急ぎ、着るは、
の切に帰せん、勢を視即し、駭、馮等、利、裏切を以
て、敗、因、る、こと、不、也、此、も、前、今、も、台、侯、奇、家、
と存せん、余、未、以、見、る、事、及、い、ず、果、且、く、ち、柳、の
論、不、を、記、す、

南親王の公、尚、い、多、く、侯、奇、家、を、呼、ぶ
の師を以て、す、善、し、宣、託、を、あ、り、す、尤、も、侯、に、傾
倒し、以て、さ、る、事、也、爾、親、王、等、も、支、那、の、統
治を論じ、日本皇帝の流下、に、宜、く、と、可、と、す
と云、り、り、ち、ろ、く、サ、ハ、チ、又、も、の、こ、之、れ、又、附、之、思
い、起、す、伊、藤、伊、公、の、朝、鮮、に、統、治、を、し、以、て
支、那、の、一、新、す、と、云、く、朝、鮮、の、統、治、を、伊、藤、公
が、て、ま、す、支、那、の、統、治、を、大、隈、論、じ、さ、る、可、し
す、と

七月五日録

○七月五日大隈邸で利り五時あり、海を、公、尚、補

とわすたの山内関了

上野景範 井上勝 吉田清成

前山景範 岩橋頼朝 五代友厚

五代友厚之全部を元以てせんが、今日関了
し分約二万通に達す、右数るの他尤も後三
五箇を五代に多し、随つて勝朝に廻りしもの
もの四十も、一降し、他は各家三も、荒く八五
通に過ぎず、五代の書状を百數十通を収めたる
袋二個あり、多くは古文也、卷其の代のよと夜を
罷めて大改に成りし時の書状と称す、此人の
松陰の難あり、之を傳へん、せんも達者の方あり、
多く改流の機軸と関し、各も、輕くも看こす可ら

さる概あり、志候も、飯籠親友の問柄ありしと
見へり、各も其の消息を傳へ、先十あるのむ
箇の消息と、評名を以つて稱する人の、さる言及
す、何人の、さる進、論者、さる、井上智恵の、さ
る、さる、さる、さる、さる、さる、井上の我
徳法平に、さる、お國の、此、し、と、人、皆、消息
と、さる、さる、ある、書状、さる、消息、洋の、後、新、書
記、者、と、御、地、是、を、さる、お、後、以、何、る、と、さる、お
さん、と、さる、さる、さる、候、に、注意、し、さる、も、あり、し
い、書、と、五代、と、終、始、復、復、し、さる、さる、さる、北、島、流
流、の、名、多、く、の、書、簡、に、散、見、す、又、多、く、の、書、状
に、五、ヶ、条、と、得、る、し、さる、を、見、所、増、す、也

○前島忠男のお縁人馬男壽と合飲の事印白
おと雅雅と撰んぐんを頼まんだか其
と有完二凡もつらむかつれか、日を託る餘
堂と云ふ語を撰んだ、この前島忠男かま生
處世の感として何るも信地をぬしうと高
せんは其切を朝し難いと、若い頃も口癖
此を云ふ、亦之れを躬のこゑに、そこで人と
成るゝ信地先生との諄名を献するゝ
つと或る時織母う前島家と初めし時男
より席上撰、之をも即まんだの織母と
ちま端して信地をの三字を類を乞つてま
こゝろし、まの類ううも前島家と名を
12 東田田製

の二陽の男壽の其の謂を記し、こゝろし、まの
類ううのつけんとある、自分の信地をの類と思
つた、此の類を、こゝろし、まの類の一字
者いひ、こゝろし、まの類を、こゝろし、まの
味である、信男のこゝろし、まの類を、こゝろし、まの
人を信地の字がうハマル、若し信地の者
と云ふるとき、乃父の歳言を体すること
る、折角信地をの類も、信地をの類も、
れを類とせんは其の類も、信地をの類も、
こと、信地の、信男の、信地をの類も、
信と云ふん、信地をの類も、信地をの類も、
以上、折角成る信地の類、こゝろし、まの類

とすうとすうのさうとすうといと思つる七月
日記

○此夜四谷見付の牛肉店三河屋に大隈元侯在り世
中一人と家人曰く才二玄関うう出入し執る部有
：煙と團心馬鹿院を考る松の田人四十数名合
合し先侯在り世の時程の事一とて語り出ると皆
皆息三入つて武中時故堀内文治やうとて古きり
て来り自今春秋二書ある開くるとさうなり

堀内を余の治席とせし華儀ありのうを語
つて来りてあるなりアキタ(余をさす)とすう
識るうつた、最初者の大位にありんた時才一
う執るうつたは健康う語ううどううあ三

のううん神作氣弱に陥りてせぬうと思つたが
二う中々極道の横城の盛んひあつたか或
とありうつたをさうに制をえんて動くことう
あさまうつと氣を考つた、死るうと語つた
う日をける毎にううう元氣ありたり難う
とすうあつた(命乱の間は鼓動ありて立つ
て是をうと語つたことうとすうと語つた
に、~~うと語つたことうとすうと語つたことう~~
や初陣ううと語つたことうとすうと語つたことう
氣を果断の人のあつた、~~初めは~~初めは
軍ううと語つたことうとすうと語つたことう
しく酒をううと語つたことうとすうと語つたことう
七月日記

この例の尾版式の合版の回が附着しとありと云ふ、
この二摺つと考へることを此の回を本来此物終に添付
せん比のゆゑであるのと、元り外して別々として扱ふ
或は其の時續を賣りをやつたもの比をいふ云ふに
これらう比のくも知らん、取外して出物に差
支の無い様ううつてあるまゝ、校獺の徒ら元り
離しとうま書しむある、又同じく狩野の畫主
に出れば、お蔭書二冊を是利本比と云ふて吹
聴さんてお蔭が、その本を借り受けるまゝ、家藏
本と勘通もして見れば、狩野のものと自分のもの
紙質のうらうらひ丈む同扱ひある、あつたが、祖傳
の版を測りある、跋、無一方うたふいのである

自分の終定の口を是利本比と云ふて其末は、
と云ふてある、と親家藏本を用て又と云ふ、
九の附箋うりぬぬうり受か、寛永の版と
あり、自分の終定と略て存せん、此を早
く支那に亡び、日本へは朝鮮に版末の海
つて来て、そのと此各檀版と鳴くである、先
年大版に遊ん比、此を新高の志輔、
版考の版考らひ受けたこと、ある、松村方ひ
幸に先人、此の北版本の存在を知つて、
扱ひし出、
みうのと云ふ、自分の書名をかけたのを、
三刻さん、今うと早大、
花してある

レタコ版と云ふのまに^{カキ}淫木の版と云ふ意ひあ
らう、款令の家の原本を向山黄村の多鶴
翁に書入の考成が添りつてお入らうと
あり、因に云ふ此を跋に洪武の年號にあり
覆刻本に比して文字畫の骨う多く見え
し覆刻本のことも山滑ひ多の、此のときが
原本に近いのひあり

○信河を通り真山法十冊を得此をその版
ひきするのひ、案作の要あり地誌をう、真山を鎮
江府に於ける法築地ひ、例の瘞勢銘の碑七
比高なるあるを、金石家と此をいへ此を珍
とする、此録にほそを一冊全部に考証に収め

とある支那全土に海に地誌を集めるとき際出さるゝ
ことひ、自今を法築地ひの限りあるを従ひ購ひ
入るゝを例としてある、同じ日下野山法十冊
を得此、これより自今から年少の頃より利根川
地誌と云ふにぬき本ひあり、任本の見而らる
いひ、今も案作に無つたが、漸やく任版を得
た

七月九日録

○友人五孝、今も著大隈侯一行の題する詩三首
載せし此著の巻首にあり、余別に一幅の揮毫を
請ひ表具中の一のものたる出来ず、三詩の内一詩
余の著に言及、此二首後の丸を執す、餘の
ニ長後款あり、年月并に余の名、著玉の名

すまふ終始執中たるはて見ふし
上野景範洋行中の長岡ありてんこ
の大使一行の書を預けたる某所の破書
の片を引出す能はず大いに困即の
るを記しあり錫島直大侯も此の一行に
りりありてんこ六日抄りて無幾難儀と
り

福地源市のお同守りて車ありしが御用形
の書ありてんこあり北島源房のお同守
りり侯の御書とて伊勢保入湯り島に記す
ありてんこのお同守りて画家志出の
るありてんこ又侯不花のお画を鑑定し

らるる二三のお状あり御書りの又まを秋葉
こまをえんたんと拙し澤秀の方を
候とありて澤秀を授け給ふしるお状
もあり澤秀を誰のうら未に承へず山中
信天或は御北末廣重泰をいのお状も
大なる原あるの如き被と藥物に
候の字紙をえりてありてんこの
まきん如く執りてありてんこの
の授るありてんこの時を
候とありてんこの
候とありてんこの
とありてんこの
ありてんこの
ありてんこの

りしこともあつた、正名の洋の二千人の筆
と傳ふんたのを此書の関係よりと推せよ
又大江阜平の書状七十封あり又此種の本
出物の内は板垣の字を以て教の因士を陰に糾
合してゐる動心を報知したるものあり云々
云々

侯家に備へる出納日記を捨てたわしを
保存を命ぜられた氏名を掲載して又これ
が約半合うその部れびある、此等子らも
表紙に「可とう人物を先づ報知社の紀
念出納のりらと選んで五十家位あると
あるやも命のりと此を家守のりらと

追加しつゝ七十家あるひあつた 七月十日録
の例の書入れ狂前田懐身功、記論文(夏集年
が六段の宛書後人の批言詞)を抄り来り示す十
々条禮者守事項を別し、例の牛玉の符を刷り
し紙を縫合し七例の神々の書出云々を
なるものも此種の批言詞を自合の目録らしき
ものもあつた、此種初めを「し」を「不」原流の
折言詞を認りしおすの奥許し一巻とす、例の
ことと抄りし書出のりらと研の書きとる
の抄り方らひの理りらと抄りらとなく作ら
り別し、無判を捺す、必何とあるを其の指
を折りねけり、其のりらと「し」を「不」を出して

さう此點に就て一二を考へんが

一 千紙の書き主が日ごろハ天下才一海の
人柄ひき

一 千紙の多き新う國家の重要なる事件に關
りてある

一 特に保ありんるる十五年頃迄の古簡を
維新の改定の歴史の興味ある時代
に觸れしもの必あめり事柄を終るもの
ある

一 更らふ悉しく云へば侯も改定あるを
の大書と相ひ一時國政を改定に據るは外
交財務の全権を把せんを以て強人の家

にあるが状もも大切のものを終るもの

一 多くの千紙のゆゑを滿洲の精忠や姫姫
や好侍千紙を終るものありん
り亦其味も亦大切ひある

一 漢解のやせん先侯の切實の顛倒も
あるものあり千紙にどう正入るもの
かのさういふ侯の切を亦書きしもの侯
の實を書きしもの皆千紙ひある

一 廿日と埋没せん一向と教りやるもの人
う大隈侯に其つと出簡する其の死
る人柄ひあることいふものあり其の

侯家・所定の平紙の書きをひらき所定の
一と教(る)こと(ら)出来(る)

一 最後(に)漏(れ)す可(き)き(と)候(存)の(交際)は(威)
う(る)も(も)考(ら)汎(び)さ(る)結(果)と(し)て(あ)る(も)
う(る)面(の)平(紙)同(も)極(尾)有(り)し(と)う
世(界)列(國)も(も)無(論)め(ん)ひ(あ)る

全体手紙の原則として

一 地位ある人の手紙は多(く)分(る)由(を)容(う)重(大)
の(う)に(簡)便(の)地(位)あ(る)人(び)も(先)走(う)
同(じ)く(地)位(の)あ(る)人(び)無(けん)ば(内)容(を)
お(も)つ(物)の(中)の(心)あ(る)

一 勿論除(外)七(ある)即(ち)地(位)と(左)ま(む)は(ら)

く(ら)の(く)も(も)考(ら)重(要)の(る)に(向)て(格)格(重)
に(是)を(無)し(に)し(て)の(平)紙(を)考(ら)る(る)の
長(味)を(考)へ(て)あ(る)

一 すべ(て)機(密)を(務)め(る)平(紙)は(其)人(の)
地(位)の(高)く(に)拘(ら)る(る)機(密)が(大)切(な)味
う(る)

一 極(め)て(親)親(の)同(相)の(往)復(を)考(ら)る(る)毒(戒)
の(淋)瀝(を)考(ら)る(る)考(ら)る(る)大(切)な(もの)を
あ(る)

一 洋(行)の(出)発(を)考(ら)る(る)出(し)の(状)を
考(ら)る(る)考(ら)る(る)考(ら)る(る)考(ら)る(る)考(ら)る(る)
例(と)す(る)

一手紙を上手入る人の書状より宛名の如
何に拘りず書きたるべきに依りて紙の
うらま

一 手紙の傍る商單が七別紙の附帯
するもの比ユコ入つた大切の事あり多く
ある併し別紙を附して書かざらば
なるい書状備場所より多量の書
紙ひある

七月十日の録

精細に取らば後流する此の宛の宛りより
のふを記し置る

○七月十日 坊野に徳川盛世録を購ひ
市岡某の編纂の傳り徳川氏の儀禮を略釋し

その要旨辨志に似しものかある此の書
く儀禮に關する挿画のすべて移を入り
回りの教多しといふ記すを以てけん
多額を記すの卷もあつた市價の甚なる
い書ひある

○いつとや一九の秋山紀行を後を
記すの

記すの
事
こと七あつた
施す
のこ
素人とを

都てとのため、美を重んずるのありき、切符
を買ふて出うけるもの、うまい、その言葉、
つとむらぬ

一 婦人の風俗：既をそのとまき、流出つら
か流行は三十以上の婦人、娘と見まされ
授けられしもの。

一 レースの袖と袴とをい行りんてある、
ルレースの 襦袢 スカートの成るに、行りんて
未だ日本兵服に平生を執る、
多流行しつとあり、前も、
此流行はスカートで、
はる

一 陸海軍への上官に反抗すること、
て未だ、
也

一 洋本仕立のぬおの世界と、
果といふもの、
と、
ひまると云ふとやら、
一 小作神湯と故、
：好する、
一 一文一致、
日

一 一文一致、
日

術的に此を元極る。後全に偽版の厄に公するも
お希し。價値を保つべき。俗に媚心で卑猥の毫
指し。画を揮ちる。野車也。紅七月十日
○今序ハ一。本坊中。修。平凡寺。空と云ふ。修
ものあり。霜島。寒。月。の。垂。流。の。是。奇。を。扱。む。の
徒也。等。を。其。家。に。列。る。ん。言。を。し。入。る。べ。し。と。云。ふ
又。自。分。の。こ。と。き。純。大。の。身。體。を。と。容。あ。り。今。う。り
以。て。辛。あ。り。入。る。を。得。ず。東。知。空。純。耳
咄。を。言。語。あ。る。ん。と。云。ふ。七。草。後。扱。む。と。云。ふ
也。彼。の。の。り。を。う。り。殊。各。家。の。物。を。施。陳。す。ま。ま。く。
性。惡。に。関。係。す。る。もの。を。う。り。も。西。洋。傳。に。尊。子。理。研
究。を。し。す。る。もの。を。う。り。す。人。道。を。し。す。ま。ま。く。

月の海を波のり。海を果也。いろく。海を
す。る。由。は。許。す。不。あ。る。こ。と。と。秘。を。表。す。の。こ。と。あ。ま。り。と。云。ふ
ま。の。室。を。尾。根。を。と。あ。り。狭。き。梯子。を。上。り。行。き
を。扱。ま。る。ん。と。云。ふ。お。高。く。の。光。七。方。り。入。ん。と。云。ふ。
又。後。に。云。ふ。子。孫。を。う。り。す。奇。怪。の。名。を。施。陳。す。ま。ま。く。
お。性。に。関。係。す。る。もの。を。う。り。す。也。今。序。ハ。何。の。も。と。動
の。尾。根。を。と。云。ふ。と。云。ふ。と。云。ふ。と。云。ふ。と。云。ふ。と。云。ふ。と。云。ふ。
、全然。四。家。の。税。の。及。び。る。室。の。何。人。七。知
る。能。う。す。る。修。を。う。り。す。動。の。意。に。は。す。ま。ま。く。別。天
地。を。治。る。こ。と。地。に。し。悔。快。也。と。云。ふ。此。人。の。門。下。を
と。治。る。平。凡。寺。の。末。寺。と。稱。し。ん。お。る。修。を。う。り。す。と。云。ふ。

○昨日神田の書肆を過り得る中、福と保
すまゝ送りの左の如し
七月二十日

南溪記 五冊 合一本

寛政九年、安南西に漂流の地より日吉の寺
傳分儀を詳悉す。後、其の味あるを也
北出徳川邸に綿版の元、甚しいるもの
あり、流布せしめ、其の價甚と高し

懐古田舎梅鏡 六冊

咸豐年間活字を以て摺印し、其の徐
榮藏の輯に係り、古今梅画を帝
王士夫、雜人、閨閣、方外、四法に分て
編輯す。画物人、名録も記す。

六画梅目錄より見ると、其の多しもの也

全唐詩選 一冊

帝河寛者の此書、知不足齋叢書に入る
而して之れを収め、其の日本に船載
し、未う知ると寛者死後、其の林述之為
つて、其の不知本を出し、其の米庵に示
し、米庵、其の書所あり、其の知不
足齋本を云復刻す。其の卷首に、其の序
あり、卷尾に、其の跋あり、其の架中、別本
あり、其の此書、其の如し

○南溪記と後之をわく、其の船頭、其の國を出
て、其の二冊の節用集を其の如し

七筆法に倣ふをゆめとす、後修に曰く

皇朝余購得御家御書幅款云仿小朱
法而度之倣の筆法也、偶に此に倣貴

錦家較定

山陽佐々木

閑を得し古契り、数多の遺物を御後、山陽
を奈るの文を得、数多の傾倒紙幅に浸る余
山易の遺り又を採る、冊二あり、紙尾傳くる三
葉を舞すの之、別り此文を御し、故に代か
七月廿〇也

〇偶に海部鐘州の良山中を屋法を得、中一爰
の挿入ありと見え、當時同好に材料を採ら
るの文也、一行屋法御のよるえんを、流石に風雅

の執りし材料、往時、先父が同文の休に似ら
いなるを、而時其意を近見えし

〇七月廿二〇神田の書坊を過り、園房と
三部と雖、皆余中、未だ無き所なり

偶に屋法海

字一冊

此書、屋法中、一紙、遺り、偶とて、稀せり
然れども、未だ刊本を見ず、多くは、大由
南畝の旧抄者本と、結書するものなり
こゝに、余、前年、一本を得、今、こゝに
あり、今、早大、同書、復、一巻、予、又、張、字
本、ありし

春風帖

刊本一冊

畫餅居士中時杭隱の戲言とす、余ら榮
中、春風草、寄本(葉多大本)一部也
リ、此刊本を以つて比するもの歟、異曰
あり、刊本と僅く、初冊に違き、但此從
未刊本なりと思ひしに、左を以て刊本を
得ざるを甚くふ也

壇浦味之戰記

一冊

此書何人の心算を知らず、第一物らば亦
七物に至る、漢文を以て義経陣中の情
事と陳ぶ、三節漢字本より近年の印刷
に倣ふ、初より此書亦古版本ありや

○七月廿二日内務省文書館に内務省の録葉傳出部

一冊、名を以て述べて、既海内名を論ず、由來
し、飲省故、附し、一冊子を以て、即ち米四
の新書業改集、シムプリヒケーシヨシ(單純
化)運動の概要を記するもの、著者名を七
テレヨルムとて、日石合此外、深の詳する所也
此書の内容を大體々時の経験、徹く、總て型
換り、式を減し、當面の也、當く、應する程、
物、往由を至、眼より、記費を有き、傍格の通、
を果する、新に、試也、例、ハ、傳物、を、
と云く、ハ、像、ヤ、商標、ハ、傳、出、し、其、他、無、用、の、
リ、の、款、を、除、去、す、如、き、一、例、を、以、て、此、著、の、方、法、を、
此、書、業、の、記、費、を、節、略、し、得、る、所、の、甚、く、

別物扱とさうのやうに評定し、物めがらしく
迎へらるべきぬ

また各名の本列より目を始め傍聴を許
さんだに、物負う目を見詰る物扱としく
又此のその家の跡をいふので、先んが彼
等がトシナ世に成りトシナ言論をさすこと
何人も視聴を許せし所とありぬ
此八年を要すを成つて、試へ、フロッグエートと赤
紐をつけ、頭上ニシルクハットを戴き、お
と入り来れしを、見ると、髪つれ人間を無つ
た、但しシルクハットの裏面の價を立百ギル
シフルであることを思ふと、此の頭上の物に替

を替りしことを、替りし得るやうにと、海
濱者も、自身のことの或るあり

一二の演説、う終りて、此の要領、何れも、何
の視察も、えん、集まり、耳も、皆、こゝに、彼
れど、●ん、あることを、言ひ、出す、む、あ、う、て、●
カ、リン、の、六、ヶ、条、を、果、す、と、感、認、す、し、た、の
う、い、う、や、此、の、演、説、を、一、回、の、ま、を、注
い、れ、る、の、も、あ、ら、う、な、海、濱、者、を、お、も、と、感、心、に、こ、い、
た、が、本、列、く、ん、に、世、界、の、花、を、お、か、つ、ら、な、る
き、文、明、の、傳、統、に、属、し、て、ある、か、我、が、露、王、の
み、も、新、く、し、き、文、明、傳、統、に、属、す、る、もの、む
ある、その、新、舊、の、文、明、傳、統、に、属、す、る、漸、々、

と彼らの地まわりの露も七ヶ敷の初訪に
六千番ありかんともき負ひ英西の拂つたさ
えを浦塔のうかたが運ぶる英玉七郎
當惑して若しきこくしを愛えらるる
つねに休路の取れず仕立にうつたひのぬ
之れと四回に分けて運ぶるを海軍心
ある未四回目二千番ありかんをやつと運ぶ
うるとこにふりもさるる海軍に革命の起り
此の事いふとキワといふことであらうといふ日
本の海軍の此動きを聯合側に大なる働き
をなすべしといふ事あり

のたつと英米海軍のうき金信運動のうきと
七のたつと英米海軍のうき金信運動のうきと
田を侵すことなるといふ時英米の新聞紙に
どういふかと云ふは三四年前に英米
船行く日本人を信用を失ふ事なるといふ
云ふと刺をうするものがあつたといふ
さういふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と
云いれ位であるといふ事と云ふ事と云ふ事と
が如くも何身の廣ういふ事と云ふ事と云ふ事と
である、教員の開始の法も英米海軍のうきと日本
の強けしきを引出すも出さぬ事と云ふ事と云ふ事と
未だ、同年の権も日本の手に入る事と云ふ事と云ふ事と

と取出さるるなり日本に英子に對するの好意
又依りて其を給ひて英蘭銀行に於ては文
玉お座の徳義をあらはしと云ふ一説は一
債内を貸し付けたる前より多に貸し付け
と云ふなり其時利子を五分と極の比をも
のたると利子の五分と云ふ且て定めて置
れいと出比銀行の由るは山内銀行
を利上げを為すことか止むを得ないとい
ふんを切つて事前のありとありて現在の
利率の定むるに穩當なることなり銀行
のさふらまき利率の定むるを後と四つし
一はさふらまき利率の定むるを後と四つし
利率の上を

表しそのはる政府もは貸付金五分六分の利を
附することありと云ふなり其銀行も美談と云
てあると森の決ひある総て森の決ひり
等をして大の耳を傾けしめしことあり
のを僅に記憶する一紙なり(キニぬ 七月廿四
日記)

○大連のあり上田泰輔と陶雅集徳高院考
証一冊を贈るに上田と多く陶無を著集し
まゝく研究をしめある前年滿洲に遊むに
時折えん其を利り種々示さん以内の珠々
板味を感ししことありしや系陶高の支那
にあり多くあることありしことありし

ものを別として大体と細穢のものとのいじこも
出来ぬの性をもしそは一概に磁州を言とす
を以て全体を掩ふことと出来ぬと思ひふす
何れも純を単純に或る一二特定を以て以
つて其地を断つて早計を免るぬ
念う多しのが
七月廿五日記

因に上田は後唐院といふもの程々の深
あることと左の如く知るべき

い波斯は後唐院といふもの程々の深
年本と云うて居るもの

う 唐院の定定、平陽霍州定定の如く
の微くさきものと無の如くあるもの

思ふものか好む

は宋代の磁州定、魏州定及山東の博
山定

に元代の撫州府臨川定と之の類似の
は安南定と稱する古代唐東定

へ宋胡録の類の暹羅定及びの定
と朝鮮定は定定定の定
ものか好む

う 古今河南者の即定は物定
白の滑るる上定は墨定を施
もの山東博山定の淡黄定の白
定は稀定の天目釉の模定のある

平録款

リ日本に換做しにとも

○大隈侯の偽記材料調心以後の田利起正あめり支國
ハ即の紙幣一紙造のきこ觸ん一二おもしりて感し
ル。そんを當時引替のアテカるき紙幣を發行
し此方の、麻布に粘り液論り沸騰して、江蘇お
平の如きと物別て交和し支國うん紙を重存に
終に支國の根氣に育つに、岩倉もも此紙の
よを通しするに、岩倉表の交和に粘り支國
の言ふり強て此とすも、は御不之火をつけ外
ハうのとすふに、岩倉もも此紙の

中へ花めしあつたの御も火を放つうめ
とすふに、岩倉もも此紙の
を元も角も不換紙幣を
に支國と做終して、交和紙を天下を
取つた、と、俺も偉いと、某も此紙の
が紙であつたの

○前掲の不換紙幣の、のりや先次寫目して、意味を
感しに紙の中、種々の多くの紙幣、と、
紙幣に入つて、折物、早大の記念、
自合の由利の、仿い早大の、
紙幣、早大の、
の、早大の、

を試みるにあらざらんば、夏期休業事務を利用し
教員七人の全員の出席し、宣傳を試みるに
利の多し、宣傳の多し、結果をみるに
視察するに、問題ありて、本邦の如く、零碎
あるべきを、一處に集める、横例の無い、或ては、
さうして、困難ありて、多く、さうして、出
て、互傳後の、拾収、ありて、さうして、
法う、さうして、利を、拾収、さうして、
と、さうして、宣傳、さうして、さうして、
切、さうして、さうして、さうして、
ポンドと、さうして、さうして、さうして、
做つて、ポンドと、形式を取つて、三種の、チケット

を、心、さうして、さうして、ポンドと、一、種、の、り、
他の、債、印、と、さうして、さうして、さうして、
さ、今、さうして、不、換、紙、幣、さうして、さうして、
さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
此、の、法、を、さうして、さうして、さうして、
日、証、票、さうして、さうして、さうして、
附、票、さうして、さうして、さうして、
さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
業、と、其、味、を、さうして、さうして、さうして、
さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、

地積を云く狭まるとあるは、あゆの池の概
念を湯んとするをいつも正割十割の
二十割も積上げて忠信をいへば、今平
安通徳より京都のいぬ名を寺の庭つと境内并
の面積の形積の比較をいへば、左の如く甚し
き差を有する

寺名 旧面積

今の面積

神皇正統 四万石餘

千九百四十八坪六分

平等院 上河二反廿九歩

一町四反九畝廿七歩

西甘芳寺 十九町八反三畝廿歩 二町二反六畝廿六歩

高比苑寺全 六十町三反七畝五七町七反四畝廿二歩

慈照寺湖 八歩八千四百九十九坪 三分一八十一坪

此の比較をいへば、廿分の一乃至五分の一の地積
に減し、或る山が作り、部分のいふに存し、居るるに
きぬ、これを見て直するは、お庭の池の七反と断するに
誤りがある

七月廿六日記

松尾の西甘芳寺の庭(池)を志高に傳し、湯を
甚あしとせしむるに、池と樹木を有するのいふ
れも、足利時代より、池と名苑と稱せらるる金
銀園寺の庭(池)をいへば、模倣し、いふるに、さう
を命形、或を淨土に形とりたるものなり、甚
宜明ののいふ、其を傳へ、三四年一、二、三
の池を、池の中をいへば、入の池をいへば、設け
茶室、こも入るる、此茶室をいへば、他の茶室を

心をもちよるは又火繩の物と出し
うりしと云或のしきこの道とへん
とありまこころつゝのばしとけし
の中しうしとまこころとさく九
愛のしはまこころと行ぬけし
うんはまこころと似つぬ
おせいりこころと身の人と交り
おまのたのえきし何とわたり
はねふとはまを顔とせし又片
陰の影をまのしと志のひか
えんじし風情のまを捨つ

又おねえとせしありまこころ
りしは佛とせし打祈のま
へとありまこころとせし
いんを給いしとせし心の座
おろろとせし又人まぬるひ
犬とせしとせし骨とせし胸
く打七ころとせしといひとせし
れとせしとせし物とせし
むり胸とせしとせしあるはけし
あるとせしとせし心はとせし
とせし人の例の物とせし
とせしとせしとせしとせし

心はとらなく礼にさしを 宜打あるはらむおの
雨くはすをこころをさすけあめおねまう心の
八人こそあはれおんこころの夕にさすを八人の
種不すはのあをたさすもいせまうく物な
つ見つさるゑひさふ雲開うははひま
るうもをそのあつをせよとさあひるさ
ひあつをさす心こそたのげんふ世をひ
とあそひ物さすいささきことさあひのい
おもあめいささく鳥種のおうおとろく
又いつういといひえおもあささハ
うねこ水なり志うさ草りたこし
けさ難をばくらひさうあく影うし

窓のゆらちをたつあつあつ枕ひとりこそか
うん又寝の夢のえつおねをわらうつひも
そまあふめえ出せば山うちうさるる
ういづくのうさはあつ行衛ん物さう
そいぬめきさるる月体さうの
我れさうささこく見ゆるも
又ちきう深ううし中な
とをたつ舟車し七つま
しきさもおおひゆくせ
とあつぬひとりお
のうちこそは院し

〇正倉院御物の印譜錦囊印林の
 模範をなす事と前記の如く余と寸珍印譜
 とを併せし元時重印譜中沢庵の私印を鑑む
 之れを収めんことを以てしとる事と二冊揃し終る
 事として撰ん来るを見んは流石に意味ある二冊
 ありとすとの印ありとすやゆり今即成るは
 〇正倉院御物の印譜錦囊印林の
 平脱文を収めんとす事とす。これに對して正脱の解
 〇左の如き、この庶幾とん

七月十日記

而して是等の解釋を比較的正確に、且つ闡明したるもの
 は、大正九年西東書房で發行した正倉院の棗である。著者小
 野善太郎氏は明治最初の政府の爲替御用を始めた彼の小野組
 の主人公の遺子にして、多年寶庫の事務に關係し親しく御物
 に觸るとの多かりしと、篤學の士であつた爲め、此の有益な
 る著述が出来た所以であると。仄聞する所に依れば、君は永
 く病床に呻吟せらるゝ願くは健康を恢復せられて、倍々正
 倉院御物の研究に新なる發見の多々ならんことを祈るのであ
 る。終に君の平文、平脱の説を左に抜萃して、本稿の筆を擱
 くこととせり。

平脱、平文、又は平脱文と云ひ、同工異稱なるか全然區別
 あるかに就き、一二の説あれど、實は此の技は後世絶えて傳
 らざるなり。廣き意味を以て言へば、漆の肉を研滅すと云ふ
 意なるべし。平脱とは金銀の薄片を截り、華文を作り、箱又
 は刀鞘の類に貼し、其の他に漆を埋込み、之れを研出し、其
 の露はれたる文様が漆の面より手に觸る氣味に稍浮上り、即
 ち脱出せるを云ひ、平文は螺鈿と同じく、華文が漆の面と平
 衡せるを云ひ、平脱平文は之れを兩別し、姑く名稱の字義に
 從へり。(余も亦東大寺獻物帳の名稱と正倉院拜觀のとき其の實
 物とを對照して此説の極めて妥當なることを認めたり) 兩者の妙
 技は寶庫にありては、碁子の合子、漆皮箱、漆胡瓶、琴、鏡
 背等に用ひあり、云々。

〇正倉院御物の印譜錦囊印林の
 五山有叢の詩振本を
 得たること前記の如し其の
 振本の不在のとき終る
 有し重きしと増山
 雪舟寛永寺由の如
 家を伝ふるの如く其の
 湯字振本或るは
 寛永寺を功を
 之れを捨るとを
 了

こんな話がある。

徳川三代將軍家光公が、或る日觀世太夫を招いて「井筒」を舞はされた。將軍はお側に侍してゐた劍道の達人柳生飛驒守を顧みて

「能樂は劍道の仕合と同じ精神であるといふことであるが、汝、彼れの舞ふ間に撃ち込める隙あるや否やを注意せよ」と、言はれた。舞が終ると將軍は重ねて「どうであつた」と仰せられたので、飛驒守は

「左に候、觀世が井筒を覗いたる瞬間、確かに一太刀入りまして御座りまする」

と申上げた。將軍は更に觀世を呼び寄せて

「今の舞、神妙であつた。併し飛驒申すに、一箇所確かに一太刀入つたと申すが、いかがである。思ひ當ることあらば申して見よ」

これを聞いて觀世太夫

「左様なれば申上げます。それは業平の傍見ればなつかしやと云ふ曲に合はして舞ひながら、井筒を覗きましたる刹那でおざります。この時井筒の中に紙片が落ちてありましたるに不斗目が留まりまして、聊か心が動きまして御座りまする」

と申上げたので、飛驒守の言葉と符合してゐる。將軍は双方名人であるとか痛く賞讃されたといふことであるが、かく能樂の舞は其の一舉一動に少しの空隙がなく微妙に氣持ちを表はして行く所に妙味があるのである。これを知らなければ製作は出来ない譯である。

○今月八日、巽
龍使君碑一帖
を贈る。雲南に於て
阮元の書見、係る亦
有為のことと云ふ之を
推して支那金石の中
一と云ふ。此風、
拙めて致し、原

み為揚名致し、
阮元

之をそのひりて

七月三十日記

北碑文體之法皆漢晉正傳亦不可多
得乃雲南才一古石其永寶之總贊
阮元

又云

右巽使君碑在陸涼東南二十里。元保碑
立於劉宋文帝大明二年九月距今已千三百
年矣通鑑中僅十數字漫漶殆皆神朱煥為
較之南詔碑獨為完表後移入中土早經摹

る付(ま)せうあつゝの徳村(とくむら)とひとよ
しせんけし絶(た)え平(ひら)あしとらひ出
けんと一(ひと)座(ざ)の人のあもさところち雨(あめ)の
まじり

見(み)し空(そら)の花(はな)の集(あ)まといふぬといへ
ひさこいひつせく道(みち)たらうあく

とのあ古(ふる)あはすつとんは侍(ざむらい)きとあは
の作(しよ)業(ぎよ)をもて比(ひ)あを指(さ)え答(こた)へん
いふち何(なに)なるあさあつとんぬぬ
りー老(らう)ーち常(じやう)多(た)あつ夫(つま)木(き)つと
巻(ま)けいやくと教(きやう)書(しょ)とん古(ふる)もえんけつ
るふは河(か)の心(こゝろ)とこふあかゝ偽(いつはり)をもとせと

いそも懐(なつか)紙(かみ)をけしなる女(おんな)人(ひと)まじり
あまをあまきしふ今(いま)いれれそらしく
皆(みな)さ女(おんな)お伽(あ)務(む)を共(とも)うらまふお女(おんな)ち
なるうらの向(むか)きとひとりかをい出(いで)さ
節(ふし)のあやまうちゆえん

つそれうい算(そろ)う成(な)けり吹(ふ)いたけるる
句(く)ーそるえんう十三(じよ)算(そろ)の氏(うぢ)松(まつ)江(え)維(い)舟(ふね)
河(か)のち又(また)みをあまひてこのあつち風(かぜ)をま
るひ氏(うぢ)屋(や)の心(こゝろ)をいんるああ獨(ひとり)あつち歌(うた)
とつりそみ氏(うぢ)屋(や)のちあつち心(こゝろ)をい
さしとんをいひみえんうういふまをい
女(おんな)教(きやう)をあまう十六(じゆ)才(さい)の氏(うぢ)ち梅(うめ)あま

の凡家花やうまじうりそ又艾あふをいん
習ひ程其のし物もあえゆりそ又字あまうり
言ふそり或の宮て或の果取さすくひ
ちうせし比勢向付可まよしう人あう
といえ代我のりもたちうりそしやうん
まろ細も修行しゆる免ちるそしそま
よた向うそあしきやういあうしとひ
我のううこいんを記しそまよしう
るまこ思えんうしうの御徳を足る詞
こいそし一詞のまこいおるそいせち
しそ或の毫名をかこるのまこ心結し
つらうまこ奇といめをたちうり詞

り所こちるそ染の毫名をかこるそ
さうくとまよあうしそ志のま其心深
しこいしう御徳のま向をおちあう
ち物のみまあうそ岸のひこい
まん丸りし出れとらうのま春のり
うはふいとおとさあうやあんのそ
山伏も志あうしとあんとま
まこりうの比あふとあえし句
摺わもあまあしにそりそ
えんかか宗親法何の流りし
道飛正者進正たとりこころい
た御徳を狂句作意あとい

〇地主と小作人間の関係は、漸次を以て、傾向
 あり、地主は高利貸の如き人となり、地主も前年
 新しお申し、免状を授け、時勢を察するの
 施設を要するものと云ふべきなり、此の如き

〇地主と小作人間の関係は、漸次を以て、傾向
 あり、地主は高利貸の如き人となり、地主も前年
 新しお申し、免状を授け、時勢を察するの
 施設を要するものと云ふべきなり、此の如き

農事奨励事項

市島家の於ける

北浦、中浦村市島家の農事經營は、時に其施設を變更せるも、現に實行しつゝある奨励事項左記の如し

一、收穫量保証耕作田設置
 大正七年より各地小作人中の精選を選び設計を與へ反當二石五斗の保証耕作田一反歩つゝを經營せしめ自家技術をして監督せしめ日つ費用の幾分を補助し耕作をなせしめ大正十年には保証率を二石七斗三拾區を置きたるに何れも保証率以上の實績あり漸次其區數の増加を計りつゝあり

一、共同苗代の設置
 十數年前より共同苗代の設置を奨励せり、一例を記せば自村天王部落に於て全農家を組合員とし三町餘歩の共同苗代を設け自己所有地二町餘に對しては十ヶ年間一反歩に付小作料一斗五升を減免して經

費の補足になせしめ苗代の跡地は共同耕作を行ひ收穫米は之を賣却して經費を控除し殘金は蓄積して現在一千百餘圓に達し苗代の成績亦見るべきものあり、當初數ヶ所に之を奨励設置せるも小地主の介在せる部落及農業知識の發達せざる地方は此有益なる共同事業も遂行困難にして現在は一、青年會の援助、農村青年自助修養の方法とし二一反歩以下の田地を無償貸付をなし郡村技術員又は實業學校教員等の指導を乞ひ試作研究をなせしめ現に試作田六ヶ所あり

一、稻作立毛品評會
 立毛品評會增收競争會等は其効果著しきものあるを認め大正三年より自村内に於て小作人の全耕地品評會を創設し毎秋優等者を表彰せり、斯かる

團體的計畫は今後専ら縣郡當局指導援助に基き大に普及せしめんす

一、稻架材の交付
 水田地方に於ける産米の改良を圖るの目的を以て稻架樹植付を奨励するの外人工稻架材を主とし自家山林の間伐材を無償交付せるもの其數五千本以上に達せり

一、小作人保護及教育
 一、小作人保護及教育、各種學校農會、穀物検査所等の方針に依りて奨励し印刷物を配布し或は主たる小作人の子供の奨學資金の補助をなしつゝあり

一、農業資金の融通
 肥料購入のため年利七分乃至八分を以て資金を融通し或は貸付米をなす但貸付米の金利は年五分にす其他自作耕地購入及自作農の向上を助勢せんため左記二種の農資融通方法を開きたり

(甲) 小作人組合
 前年依裝改良の事あるや小作

人の手數に報ゆる主旨を以て大正五年以來五ヶ年二重依裝一俵に付金十錢を給付せしも現金は之を蓄積し殖し本郡内のみにて大正九年度末積立金八千四百餘圓人員千四百餘人を算せり則ち之を基本として農業資本の融通に供し猶必要あるときは地主より之を貸越し利益は毎年五分づつを配當し殘餘は之れを蓄積し年七分の利益は地主之を保証す

(乙) 小作人蓄積組合
 各部落小作人を奨励し數拾個の蓄積組合を設置し小作人を以て毎年秋收の候米五升以上五斗以下を積立てしめ之を賣却して地主は更に賣却代金の一割を補助し存立時期を拾ヶ年とせるもの拾二ヶ年を繼續せるものあり近時奨励主旨の徹底に伴ひ新に設置せるもの其數を加ひ大正九年度に於て組合數四拾七、蓄積金貳萬四千五百圓を超えたり

備考 本項組合の設置により爾後數年の後は金拾萬圓以上の農業資金を積立得る計劃なり

一、農業技術員の養成
 穀物検査規則施行當時より特種改良技術員を必要を認め從來小作米取立の際米見に參與せるもの、中より撰拔して本縣輸出米検査員講習所に入所受講せしめ又農業技術員養成所を本縣農業試験場に設ける、や事務員其他より修業者を出し當業者と接觸指導に努めつゝあり

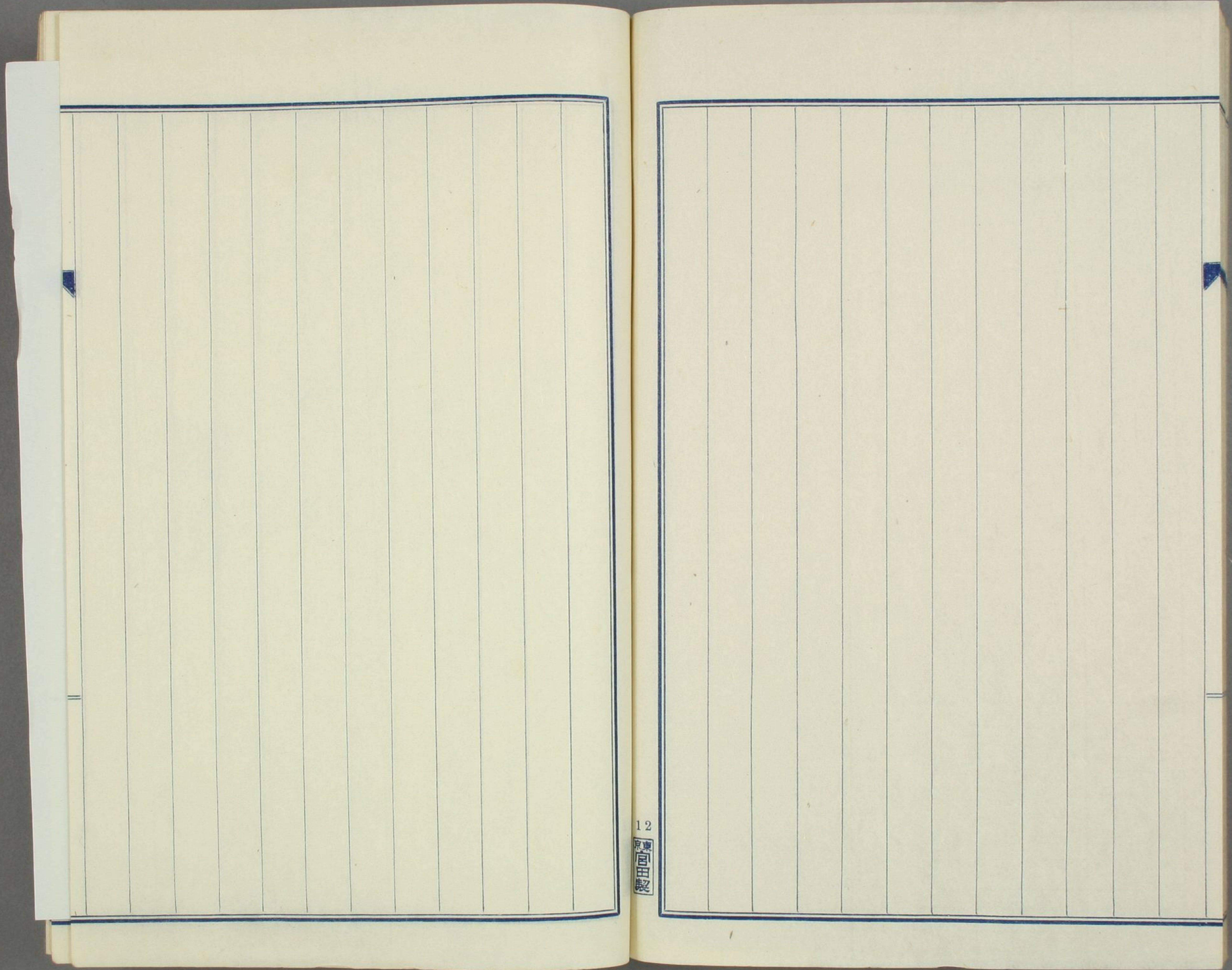
備考 耕地所有面積並に小作人数、小作料を示せば左の如し

一、田畑合計 一千四百町歩
 (大正八年調) 耕作人員 二千九百九十八人

一、反當小作料
 上田 一石二斗 上畑 六斗 實納
 中田 九斗五升 中畑 四斗 小作料
 下田 七斗 下畑 三斗 同上
 備考 前項は大約の平均額を計す

實納小作料は右の上に出づるもの少なきも反當實收三石以上に出づるもの多く農業技術の發達と共に年々向上の傾向を認む

○飯家主人の心のきと陳述七！こと七あり、
現状を承らんば下紙の如く勸告するべし
七月末の記



以下
3丁
白紙



帖譜

載有宏文石刻鋪叙
天保七年丙申七月廿八日增補香雪記
以法丙午八月十日於香山移各卷

自厚化已年至淳熙二十四年
淳熙十二年三月被旨益奉勅入石皆
南渡後後仍刊刻送呈

淳熙秘閣前帖
十卷即淳熙閣前帖翻本三年二月內閣有
初刻又名備內閣帖法正傳

汝帖
大觀三年己丑八月郡守敷陽王宗判石真之郡
自厚化已年至淳熙二十四年

白生鳳樓帖
曹士冕摹刻工微有餘清而不澀
自厚化已年至淳熙二十四年
大清樓蹟
陽縣志
新刊

大清樓後閣帖
劉善長摹刻工五
自厚化已年至淳熙二十四年
稍微近于淳化

大觀帖
大觀三年己丑正月益奉勅書法正傳三澤化已年大觀閣者有以所府
自厚化已年至淳熙二十四年
真跡摹刻於大清樓中書丞波之大觀大楷法微室所以閣帖版
於大後取身跡摹刻上石蓋以秘閣後刻此帖不知何人摹或摹本
或刻者難以臆斷

泉州帖
不詳年代淳化帖翻景為完卷
自厚化已年至淳熙二十四年
利州帖
宋寧宗元年以教
自厚化已年至淳熙二十四年

清江帖
十卷又名或益堂示秘閣前帖翻本宋哲宗元祐七年
自厚化已年至淳熙二十四年
壬申五月蜀次在江陰奉都秘閣前帖翻本刻外有釋本卷

廬陵帖
十卷亦秘閣前帖翻本宋仁宗皇祐中郡人某南大博汝器器其
自厚化已年至淳熙二十四年
殿臣汝智相經宰相之舍山以丞相林公被賜閣帖翻本入石
自厚化已年至淳熙二十四年

長沙帖
秘閣前帖翻本宋仁宗慶歷間慈照大師書白毫身錄自五年
自厚化已年至淳熙二十四年
乙酉至六年戊子訖事

潭帖
寶月土師書有刻慶曆間僧希白至著
自厚化已年至淳熙二十四年
者亦佳書法正傳之淳化之子

元祐秘閣後帖
十卷在元祐五年庚午四月祗有乞不淳化閣帖而刻前代
自厚化已年至淳熙二十四年
進卷入石右皆從之至徽宗建中諸國元年庚午八月甲申
三應士年費倫錢一十五萬乃成是書官名符紹彭其
事者秘少監鄧洵武孫謬也

點江帖
素子明估元月古法帖摹刻
自厚化已年至淳熙二十四年
在野台智聖院佛人陽
正臣父子刻

武陵帖
二十二卷紹興十五年辛酉十月郡守張斛集秘閣法帖
自厚化已年至淳熙二十四年
合符臨江地海諸帖交校有奇神其選以成此書

增減成
絳帖
言法正傳云淳化二子用淳化閣帖增入
自厚化已年至淳熙二十四年
別帖重編于卷滿而日身刻

東庫本
四任備氏子折岳石刻分書二其後得州公序乃以
自厚化已年至淳熙二十四年
上十卷得守至刻下十卷是為一部名東庫本
其字亦淳化字刻十一卷三卷一部於其後州
有公私二本諸石皆存今刻者古之遠矣

蔡州帖
蔡州帖三卷絳帖工十卷
自厚化已年至淳熙二十四年
出于潭帖三上

武園帖
前法總于卷不絳帖翻本不我入石歲月
自厚化已年至淳熙二十四年
細注
○是氏法書志云宣和壬若若以秘閣法帖今潭
絳帖江地海諸帖考校有最補其遺是成是
書目野張斛刻之左善按此文武法帖同

此亦名目法帖有公于文名辨及武法字
自厚化已年至淳熙二十四年
名街中有胡原○大成樂目辨別今湖南帶
德府

秘閣前帖
一作淳化閣帖
諸帖之祖
宋太宗淳化三年壬辰
翰林院承旨
侍書王著編次用表
拓摹刻十卷

自厚化已年至淳熙二十四年
大觀三年七年



秘閣前帖

宋太宗淳化三年壬辰
翰林院承旨
侍書王著編次用表
拓摹刻十卷



